

共生社会の実現に向けた障がい者の生涯学習支援事業について

1 目的

学校卒業後の障がい者の学びの場を拡充するため、関係部署等が連携体制を構築し、共生社会の実現に向けた社会全体の理解を促進し、持続可能な学びの仕組みをつくる。

なお、本事業は文部科学省の委託事業（学校卒業後における障害者の学びの支援事業）を活用し、令和10年度まで実施する予定である。

2 事業概要 ※参考【資料1-2】

文部科学省の委託を実施する際には、以下4つの取組が必須事項となっている。

- (1) 関係機関の参画による連携協議会（コンソーシアム）の実施（年4回）
- (2) 障がい者の生涯学習プログラムを実施する多様な実施主体に対する支援
- (3) 障がい者の学びを支援する人材の育成に資する研修の実施

※参考【資料1-3】

- (4) 共生社会コンファレンス（実践交流会）の実施

3 関係機関の参画による連携協議会（コンソーシアム）の実施の目的について

学校卒業後の障がい者の学びの場を拡充するため、参画する機関（大学等の高等教育機関、教育分野と福祉分野の双方より関係機関・団体）がそれぞれ得意とする役割を担い、地域全体の障がい者の生涯学習や共生社会の実現に資する持続可能な学びの支援の実現に向けた具体的な連携、会議開催を通じたコンソーシアム運営に関する協議等を行う。

4 コンソーシアムの構成機関

No.	氏 名	所 属 ・ 役 職 等	備考欄
1	柿崎 朗	弘前大学教職大学院教授	
2	棟方 梢	青森明の星短期大学准教授	
3	高森 紀之	青森県公民館連絡協議会会長	
4	工藤 知久子	統括的な役割を担う地域学校協働活動推進員	
5	清川 励	むつ市社会教育委員、障害福祉サービス事業所工房「歩み」施設長	
6	葛西 勇樹	社会福祉法人青森県社会福祉協議会事務局次長兼地域福祉課長	
7	三浦 秀仁	青森県障害者就業・生活支援センター連絡協議会会長	
8	吉田 博之	社会福祉法人楽晴会相談支援専門員	
9	田名部 由香	八戸市手をつなぐ育成会事務局	
10	西里 俊文	青森県特別支援学校校長会	オブザーバー
11	熊谷 洋治	県教育庁学校教育課（特別支援教育推進室）	オブザーバー
12	橋本 政孝	県総合社会教育センター社会教育主事	オブザーバー
13	千葉 勇	県健康医療福祉部障がい福祉課（社会参加推進グループ）	オブザーバー

5 令和8年度コンソーシアムスケジュールについて

(1) 第1回 7月8日(水) 13:15~15:25

- ①事業説明
- ②構成員紹介(各構成員における障がい者の生涯学習との関わり、得意とする分野、実践事例、連携している機関等)
- ③協議「障がい者の生涯学習が推進されるために必要なこと(課題)は何か」
- ④協議に対する助言

(2) 第2回 8月3日(月) 13:15~15:25

- ①第1回での協議振り返り(社会教育、障がい福祉のそれぞれの課題を共有)
- ②協議「障がい者が学べる場を創出するため、それぞれの立場でできること」(協議したことについて、各構成員が所属する分野で取り組めるかを検討してもらう)
- ③各事業の進捗報告(実践研究、人材育成研修、共生社会コンファレンス)

(3) 第3回(10月予定 終日)

- ①第2回での協議振り返り(各所属における検討状況の報告)
- ②弘前大学で実践する障がい者の生涯学習支援講座の見学
- ③協議「分野を越えた連携で課題を解決する方法を考える」(協議したことについて、各構成員が取り組む)
- ④各事業の進捗報告(実践研究、人材育成研修、共生社会コンファレンス)

(4) 第4回(2月予定、午前または午後)

- ①第3回での協議振り返り(各所属での取組状況の報告)
- ②協議「実践を広げる方策を考える」(協議したことについて、各構成員の関係する団体においても取り組んでいただけるよう周知する)
- ③次年度のコンソーシアムでの協議内容についての検討
- ④文部科学省障害者の生涯学習推進アドバイザーからの助言

※全回共通事項

- ①一般県民が傍聴できることとし、事業及び支援活動について理解、関心、意欲を高めるきっかけ作りとする。このため、コンソーシアム構成員にも協力を仰ぎながら広く周知する。
- ②会議後は、協議会傍聴者と構成員のフリートークを実施する。フリートークの内容をとりまとめておくことで、把握した現場ニーズを共有する。

6 令和9年度、令和10年度の内容について(予定)

現時点での計画は以下のとおりとしているが、令和8年度の成果と課題から次年度の目指す方向性を検討し、必要に応じて修正する。

(1) 令和9年度

- ①継続的な学びの場を創出する方策について
- ②継続的な学びの場づくりに必要な人材の育成について
- ③継続的な学びの場の情報を障がい関係者に届ける方法について

(2) 令和10年度

- ①地域の実情を踏まえた実践につなげるための方策について
- ②各市町村単位で継続的に活動の場が創出される方策について
- ③各地区コンソーシアムの組織づくりに向けた協議